

平成25年9月定例会

# 県土整備委員会説明資料

企 業 局

# 目 次

I 提出予定案件	1
1 平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
2 平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
3 平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
4 平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
5 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について	2

## I 提出予定案件

### 1 平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

### 2 平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

### 3 平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

### 4 平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成24年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

## 5 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

平成25年2月16日  
徳監第20116号

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県監査委員  
徳同同同同

西川原丸岸

村若本

正廣孝祐泰

二道仁三治

平成24年度に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の  
平審

地さ金  
付資  
公た足  
方れ不  
共健比  
団全率  
体化に  
の判つ  
財断い  
政比て  
の率、  
健及次  
全びの  
化同と  
に法お  
関第り  
す2意  
る2見  
法条書  
律第を  
第1提  
3項出  
条のし  
第規ま  
1項に  
の基  
規づ  
定い  
にて  
基審  
づ査  
いに  
付て  
査れ  
にた

## 資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

基礎事項とかならる事項を提出され記載した平成24年度決算に係る実施資金不足比率及びその算定の

### 第2 審査の手續

審査が職査結果に正か結果を算定基礎とどうかを記載し、監査、算類の係算の計書審査を等及びし、出  
 比関納は、明らるる事項を記載し、監査、算類の係算の計書審査を等及びし、出

### 第3 審査の意見

審査は、後引されき適き正な資金不足比率及びその算定の基礎とななる事項を記載した書  
 類に付されき適き正な資金不足比率及びその算定の基礎とななる事項を記載した書

会社名	平成24年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。